

特別徴収切替届出(依頼)書

提出先 前橋市役所 市民税課 特別徴収係
〒371-8601 前橋市大手町二丁目12番1号

(宛先) 前橋市長 年 月 日 提出	(特別 給与 徴収 義務 者)	特別徴収義務者 指定番号											新規	
		住所(居所)又は 所在地	〒 -											
		フリガナ												
		氏名又は 名称												
		個人番号又は 法人番号												
		代表者名												
		連絡 先	所属											
			フリガナ											
			氏名											
			電話	()										

下記の者について、月分(翌月10日納入期限分)から特別徴収を希望します。

※特別徴収の開始月は、提出の翌月以降で記載してください。
未記入の場合は、この届出書を受理した月の翌々月を開始月として処理します。

月末の最終開庁日までに受理し、計算が終了した届出書については、
翌月中旬までに特別徴収税額変更通知書を発送します。

発送前に前橋市から事前の月割額の電話連絡等はいりません。

コピーしてご利用ください。

給与 所得 者	現住所											普通徴収	年税額			円
	フリガナ												納付済額			円
	氏名												納付済期	月随時 期	分まで	
	住所 (1月1日)	群馬県前橋市									納付書添付 (納期未到来分)		期以降		※二重納付防止のため、要添付	
	生年月日	年 月 日	受給者番号 (※1)					異動 年月日	年 月 日	口座振替の有無	有	無				
備考												納入書の送付 (新規の場合のみ記載)	要	不要		

- <注意事項>
- 1 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切り替えができません。本人が納めるように必ずお伝えください。
(口座振替の場合は、納期限前でも引き落としの停止が間に合わない場合があります。その場合は原則口座振替にて納付となります。)
 - 2 給与所得以外の所得のある方については、未納付額の全額を特別徴収に切替できない場合があります。
 - 3 新年度分から特別徴収の開始を希望される場合は、4月15日までに提出してください。

(※1)電子での税額通知書(納税義務者用)の受取を選択している場合は、必ず受給者番号を記載してください。
受給者番号の記載がない場合は、前橋市で付番します。

前橋市 処理 欄	宛名 番号					青税通	電	書				
	納付 確認	全	1	2	3	4	随1	口座	有	無		
	所得	給				他				メモ	有	無
	済期月・開始期月							入力		照合		